

租税制度のことも考慮されているとのことでもあります。

ついては、標記の問題に関し、日本学術会議は、従来深い関心をはらつてきていますので、同分科会において速やかに租税制度の問題をとりあげ有効適切な制度が設けられるよう御審議願いたく、命によりお伝えします。

おつて、当会議としては、特に下記の点の御検討をお願いしたいので申し添えます。

記

適当な基準によつて認定された研究機関および研究助成団体に対する研究のための金品の寄付に当り、寄付者が個人の場合にはその寄付金額を寄付者の所得額より控除し、法人の場合には損金計算としりるよう税制上の措置をとること。

4-54

庶発第778号 昭和34年9月28日

原子力委員会委員長 中曾根 康 弘 殿

日本学術会議会長代理 和 達 清 夫

原子力開発に関する資料について（要望）

日本学術会議は、わが国に設置されようとしている「コールドーホール改良型原子炉」の安全性について深い関心をもち、原子力特別委員会を中心に関係委員会の間で検討を続けております。

しかるに、この原子炉に関する資料は、商業秘密として公開できない部分があるためとは存じますが、極めて限られたものしか入手できず、十分な審議を行い得ない実情にあります。

原子炉の安全性のような重要な問題については、学界においても十分な検討を行うことが極めて必要であると考えます。

つきましては、本会議がこれに関する十分な資料を入手できますよう貴委員会が適切な処置をとられるよう希望します。

4-55

昭和34年10月19日

原子力局長あて

事務局 局長 名

原子炉の安全性について（要望）

本会議の原子力特別委員会は、さる8月22日に「コールドーホール改良型原子炉の安全性に関する討論会」を開催し、標記のことについて論議をいたしました。その結果、同特別委員会としては下記の事項がもつとも重要であると考えるので、このことについて原子力委員会の御配慮を得たい希望を有しておりますから、よろしくお取計らい下さるようここにお知らせいたします。

記

原子炉ないし原子力発電所の安全性の審査に際しては、その判断のよりどころとして、緊急事故特に公衆障害を生じるとみなすべき放射線照射線量の限界値、公衆災害予防を目的とする安全装置を計画する上での基本的態度、また広くいつて安全性の評価すなわち事故、災害の解析を行うに当つての